

ついでに株券喪失登録をした旨並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知しなければならない。

② 株式についての権利を行使するため株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない。

(株券を所持する者による抹消の申請)

第二二五条 株券喪失登録がされた株券を所持する者(その株券についての株券喪失登録者を除く。)は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券喪失登録の抹消を申請することができる。ただし、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過したときは、この限りでない。

③ 第一項の規定による抹消の申請を提出しな

「監査役小六法 24 年版より」

sample

赤枠は例示として事務局が記入したもの

券発行会社は、遅滞なく、同項の株券喪失登録者に対し、同項の規定による申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに同項の株券の番号を通知しなければならない。

④ 株券発行会社は、前項の規定による通知の日から二週間を経過した日に、第二項の規定により提出された株券に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。この場合においては、株券発行会社は、当該株券を第一項の規定による申請をした者に返還しなければならない。

委任 一項の「法務省令」(本法施行規則)四八条
罰則 四項関係(本法)九七六条一六号

第二二六条 株券喪失登録者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、株券喪失登録(その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更した場合にあつては、前条第二項の正により提出された株券についての牙喪失登録を除く。)の抹消を申請することができる。

当該株券喪失登録が抹消された日
株券喪失登録日の翌日から起算し、一年を経過した日
株券発行会社は、登録抹消日後でなければ、株券喪失登録がされた株券を再発行しな

③ 株券喪失登録者が株券喪失登録をした株券に係る株式の名義人でないときは、当該株式の株主は、登録抹消日までの間は、株主総会又は種類株主総会において議決権を行使することができる。

④ 株券喪失登録がされた株券に係る株式については、第九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をすることができる。

罰則 一項関係(本法)九七六条一七号
(株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等)

第二三一条 株券発行会社は、株券喪失登録簿をその本店(株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所)に備え置かなければならない。

② 何人も、株券発行会社の営業時間内は、いつでも、株券喪失登録簿(利害関係がある部分に限る。)について、

② 前項の規定による申請を受けた株券発行会社は、当該申請を受けた日に、当該申請に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。

委任 一項の「法務省令」(本法施行規則)四九条
罰則 二項関係(本法)九七六条一六号

第二二七条 その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をする場合には、株券発行会社は、当該定款の変更の効力が生ずる日に、株券喪失登録(当該株券喪失登録がされた株券に係る株式の名義人が株券喪失登録者であるもの)に限り、第二百二十五条第二項の規定により提出された株券についてのものを除く。)を抹消しなければならない。

罰則 (本法)九七六条一六号
(株券の無効)
第二二八条 株券喪失登録(抹消されたものを除く。)がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日に無効となる。

次に掲げる請求をすることができる。
この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。
一 株券喪失登録簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 株券喪失登録簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

委任 二項二号の「法務省令」(本法施行規則)二六条
罰則 一項関係(本法)九七六条八号
(株券喪失登録者に対する通知等)
第二三二条 株券発行会社が株券喪失登録者に対してする通知又は催告は、株券喪失登録簿に記載し、又は記録した当該株券喪失登録者の住所(当該株券喪失登録者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を株券発行会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあつては、その場所又は住所(当該株券喪失登録者の住所)に届ける。

② 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
(適用除外)

② 前項の規定による抹消の申請を提出しな
株券を再発行しな
(異議催告手続)
第二二九条 株券
十條第一項の請求をした場合には、株券発行会社は、同項の期間の末日が株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過する日前に到来するときに限り、同項の規定による公告をすることができる。
② 株券発行会社が第二二十条第一項の規定による公告をするときは、当該株券発行会社は、当該公告をした日に、当該公告に係る株券にわたる株券喪失登録を抹消しなければならない。
罰則 一項関係(本法)九七六条一六号
(株券喪失登録の効力)
第二三〇条 株券発行会社は、次に掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「登録抹消日」という。)までの間は、株券喪失登録がされた株券に係る株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することができない。